

保存期間	廃止まで
------	------

例規（刑・警）第93号

平成19年12月18日

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

捜査実務研修所における女性捜査官研修要領の制定について

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成20年1月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

捜査実務研修所における女性捜査官研修要領

第1 趣旨

この要領は、捜査実務研修所において行う女性捜査官研修（以下「研修」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 研修生の指定

- 1 本部長は、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）の推薦に基づき、捜査実務研修所における女性捜査官研修の対象者を指定するものとする。
- 2 指定は、刑事部刑事総務課兼務発令をもって行うものとする。
- 3 指定の解除は、兼務の解除をもって行うものとする。

第3 推薦基準

刑事総務課長は、捜査実務経験の少ない女性警察官で、勤務成績が優秀であり、かつ、原則として刑事任用科を修了している者の中から女性捜査官候補者を選抜し、警務部警務課長の合議を経て本部長に推薦するものとする。

第4 研修期間等

研修期間は、おおむね1年間とし、研修開始日及び終了日は、その都度定める。

第5 指導体制

- 1 研修における指導体制は、次のとおりとする。

区分	指導責任者	指導実施者	指導補助者
県本部	捜査実務研修所長	捜査実務研修所副所長	捜査実務研修所補佐
署	署長又は刑事官	刑事（第一・第二）課長	捜査係長

2 任務等

（1）指導責任者

研修の責任者として指導監督に当たり、各種捜査手法や手続及び女性被疑者の取調べが主体的に行える女性捜査官として育成するため、研修の効果的な推進に当たるものとする。

(2) 指導実施者

指導責任者の指揮を受け、直接指導に当たるとともに、その進ちよく状況を把握した上で、効果的な実務指導のための検討会を開催するなど、実効ある研修の運用に当たるものとする。

(3) 指導補助者

指導責任者及び指導実施者の指揮を受け、女性捜査官として必要な技術や手法の実践的な指導について補助に当たるものとする。

第6 研修事項

- 1 署における各種捜査活動及び取調べ等
- 2 本部招致教養及び刑事部各課における捜査実務研修
- 3 千葉地方検察庁研修
- 4 性犯罪被害者等カウンセラー講習の受講

第7 習得記録簿の作成及び保管

- 1 署の指導責任者は、習得記録簿（別記様式）を研修員に作成させ、研修の進ちよく状況を確認するとともに、習得状況等総括表については、毎月捜査実務研修所長あて送付するものとする。
- 2 署における指導責任者が刑事官である場合は、前1の結果を署長に報告すること。
- 3 習得記録簿は、研修期間中研修生が保管し、県本部指導実施者等の巡回指導等の際に閲覧できるようにしておくこと。

第8 研修実施上の留意事項

- 1 署の指導責任者は、研修生に女性被疑者事案を積極的に処理させること。また、特定の係に偏ることのないよう配慮すること。
- 2 各種捜査手法や手続並びに取調べ技術の向上を図るため、他課などへの転用勤務はさせないこと。
- 3 研修を実施するに当たっては、研修生にできるだけ主体性を持たせるよう努めるとともに、各種犯罪捜査等に積極的に参加させること。

第9 その他

その他必要な事項は、別に定める。

以下様式省略